

## ○ 政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策目標の内容及び  
目標設定の考え方

たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）において、日本たばこ産業株式会社（以下「JT」といいます。）による製造独占や国産葉たばこの全量買取りについて定めるとともに、たばこの小売販売業については許可制、小売定価については認可制とすること等を通じて、流通秩序の維持等を図っており、同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図る必要があります。JTについては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）の目的に沿った経営が確保されるよう、事業計画の認可等を行うなど、適切に監督を行っていく必要があります。

また、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとするたばこに係る国際的な動向、喫煙と健康に関する意識の高まりや科学的知見の蓄積、たばこ産業の状況の変化等を踏まえ、たばこパッケージの注意表示やたばこ広告について、適切に規制していく必要があるほか、関係省庁とも連携しつつ、20歳未満の者の喫煙防止、受動喫煙対策など、たばこに係る様々な課題に対応する必要があります。

塩事業については、専売制から原則自由の市場構造に転換し、国の関与も必要最小限度のものとなっていますが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保及び我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法（平成8年法律第39号）において、塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を登録制としているほか、塩事業センターに対する認可等や、塩需給見通しの策定・公表等を行うこととされています。同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図ることを通じて、引き続き、良質な塩の安定的な供給等が確保されるよう、塩事業の適切な運営の確保に努めます。

## 上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督

政11-1-2 : 塩事業の適切な運営の確保

## 関連する内閣の基本方針

該当なし

## 政策目標11-1についての評価結果

## 政策目標についての評定

S 目標達成

<p><b>評定の理由</b></p>	<p>たばこ事業については、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、たばこ事業者に対して、法の趣旨・目的を踏まえた許認可等及び管理・監督を行いました。また、たばこに関する規制については、注意表示規制等の見直しを行うため令和元年6月に改正した省令等を踏まえ、引き続き、規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。また、20歳未満の者の喫煙防止について、業界団体等とも連携しながら必要な取組を行いました。</p> <p>塩事業については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理に適切に対応しました。</p> <p>その結果、すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<p><b>政策の分析</b></p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>たばこ事業に関しては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることが科学的に認められていることを踏まえ、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まりや、たばこ産業の状況の変化等に対応し、喫煙と健康に関する規制等の見直しを図っていくことが、たばこ事業の適切な運営の確保等の観点からは重要です。なお、こうした喫煙と健康に関する規制や20歳未満の者の喫煙防止の取組等に当たっては、関係省庁と連携することで、効果的・効率的に対応しています。</p> <p>塩事業に関しても、塩事業法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、塩事業センターの監督や塩需給見通し及び塩需給実績の公表など、必要最小限度の国の関与により、良質な塩の安定的な供給の確保等を図っています。</p>

<p><b>施策</b></p>	<p>政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督</p>
<p><b>取組内容</b></p>	<p>A たばこ事業法に基づき、製造たばこの小売定価の認可、小売販売業の許可、特定販売業及び卸売販売業の登録等を行っているほか、日本たばこ産業株式会社法に基づき、JTの事業計画の認可等を行っています。また、たばこ事業法に基づき当局が行った処分に対する不服申立て及び訴訟への対応も行っています。</p> <p>製造たばこの小売販売業の許可に係る標準処理期間については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内としており、引き続き、標準処理期間内の処理の徹底に努めます。</p> <p>これらの事務について、各財務(支)局等及び税関とも連携しつつ、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行います。</p> <p>B たばこ事業法においては、消費者に対し、製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促す等の観点から、たばこパッケージへの注意文言の表示を義務付けているほか、たばこ広告の制限を行っています。これら注意表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、直近では令和元年6月に省令等の改正を行っており、これらの措置を円滑に実施しています。</p> <p>C 20歳未満の者の喫煙防止を推進する観点から、たばこの自動販売機を設置する場合には、平成20年7月から全国稼働している年齢識別機能付たばこ自動販売機(以下「年齢識別自販機」といいます。)の確実な導入を「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反が</p>

あった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。また、年齢識別自販機が全国稼働して以降、20歳未満の者が対面販売によりたばこを購入する事例が増加したことから、警察庁及び財務省の連名により業界団体に対し、対面販売時における年齢確認の徹底を文書で要請しており、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）第5条違反として処罰された小売販売業者には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。さらに、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認等を行った上で販売することを「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。

これらの事務について、引き続き、関係省庁等と連携しながら、20歳未満の者の喫煙防止を推進する観点から適切な施策の実施に努めていきます。

D 東日本大震災その他の大規模災害等によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域における小売販売業の許可の取扱いについて必要な措置を講じており、引き続きその適切な実施に努めます。

### 定量的な測定指標

[主要]	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
政11-1-1-A-1：製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率 (単位：%)	目標値	99.5以上	99.8以上	99.8以上	99.8以上	99.8以上
	実績値	99.1	99.9	99.9	100.0	99.8

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

(目標値の設定の根拠)

小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めることとしています。近年の実績値が継続して目標値を上回っていたことを踏まえ、令和4年度から目標値を99.8%に引き上げており、令和7年度においても同水準の目標値を設定しました。

### 目標の達成度

○

### 目標の達成度の判定理由

令和7年度の製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、99.8%となりました。そのため、達成度は「○」としました。

### 定性的な測定指標

[主要] 政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組

(目標の内容)

注意表示規制や広告規制、受動喫煙対策等について、関係省庁とも連携しつつ、規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。

	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。</p>
--	---

<b>目標の達成度</b>	○
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制に基づく注意表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、受動喫煙防止に関する注意表示を充実させるなどの所要の見直しを行うため、令和元年6月に省令等を改正しました。これに伴い、小売定価の認可の際に併せて、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、改正後の省令等に規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。このように、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応したため、達成度は「○」としました。</p>

<b>定性的な測定指標</b>	
	[主要] 政11-1-1-B-2 : 20歳未満の者の喫煙防止に対する取組
	(目標の内容)
	20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。
	(目標の設定の根拠)
	20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。

<b>目標の達成度</b>	○
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、2,438の小売店に条件を付与しました（参考指標1参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、433の小売店に条件を付与しました。</p> <p>このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底するよう要請しました。</p> <p>このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>

<b>定性的な測定指標</b>	
	[主要] 政11-1-1-B-3 : たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理
	(目標の内容)
	日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。

	(目標の設定の根拠) 上記の取組を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。
--	--

<b>目標の達成度</b>	○
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>たばこ事業法に基づく許認可等の申請に対し、内容に応じ、各財務（支）局等及び各税関とも連携の上、同法の規定に沿って処理を行ったほか、日本たばこ産業株式会社の事業計画等の認可申請に対しては、日本たばこ産業株式会社法等に規定する同社の目的や役割等に照らし、その妥当性等を審査の上、認可を行いました。</p> <p>製造たばこの小売定価の認可について、消費者の利益を不当に害さないかどうか等の観点から審査を行い、令和 7 年度においては、1,658 品目（変更認可品目を含む。）の認可を行いました。</p> <p>小売販売業の不許可処分等に係る行政不服審査請求について、1 件の処理を行いました。</p> <p>このように、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行ったことを踏まえ、達成度は「○」としました。</p>

<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>たばこに関する規制については、令和元年 6 月に改正を行った省令等で規定された措置が円滑に実施されるよう、小売定価認可の審査において、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、適切に対応しました。</p> <p>20 歳未満の者の喫煙防止について、許可条件の付与に加え、業界団体主催の 20 歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して 20 歳未満の者の喫煙防止を徹底するよう要請するなど、必要な取組等を行いました。</p> <p>たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、小売販売業の許可に係る測定指標の目標値を達成しつつ、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行いました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は「s 目標達成」としました。</p>

<b>今回廃止した測定指標とその理由</b>	該当なし
<b>参考指標</b>	○参考指標 1 「小売販売業許可申請件数及び同許可件数」

### 政11-1-1に係る参考情報

#### 参考指標 1：小売販売業許可申請件数及び同許可件数

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
申請件数	5,153	4,471	3,857	3,786	3,813
許可件数	2,717	2,347	2,254	2,350	2,438

(出所) 財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

<b>施策</b>	政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保
<b>取組内容</b>	<p>A 塩事業については、平成14年4月以降、原則自由の市場構造に移行しましたが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保等のため、塩事業法において、塩製造業、塩特定販売業、塩卸売業を登録制としているほか、塩事業センターに対する認可等を行うこととされており、引き続き、法律の趣旨・目的を踏まえた運用等に努めます。塩の製造、特定販売及び卸売業の登録に係る標準処理期間については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内としており、引き続き、標準処理期間内の処理の徹底に努めます。</p> <p>B 塩事業者等に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給等の安定を図る観点から、塩事業法第3条第1項の規定に基づき、塩の用途別需要見込数量及び供給見込数量について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給見通し」を策定し、官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。</p> <p>また、「塩需給見通し」を補完するとともに、塩事業者等に対し必要な情報を提供する観点から、塩の需要量及び供給量の実績について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給実績」を策定し、財務省ウェブサイトに掲載します。</p> <p>(参考) 財務省ウェブサイト (<a href="https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/index.html">https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/index.html</a>)</p> <p>C 災害の発生等の緊急時においても、塩事業法第31条に基づき、塩事業センターが保有する備蓄塩を供給するなど、必要に応じ、塩の安定的な供給の確保や塩事業の適切な運営の観点から対応を行います。</p>

定量的な測定指標						
<p>[主要]</p> <p>政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率</p> <p>(単位：%)</p>	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実績値	100.0	100.0	96.2	100.0	100.0	100.0
<p>(注) 令和5年度において、塩製造業者等の登録を標準処理期間内に処理できなかったものは、税関において事故があり事務処理手続に時間を要したもの。</p> <p>(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。なお、令和5年度において、塩製造業者等の登録を標準処理期間内に処理できなかった事例が2件生じたことから、各税関の文書取扱規則の見直しを行い、事故があった場合の手続を明確化したとともに、事務に携わる職員に周知することで再発防止に努めています。</p>						

<b>目標の達成度</b>	○
<b>目標の達成度の判定理由</b>	令和7年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標							
[主要] 政11-1-2-A-2: 塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況	塩需給見通し (年1回)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		目標値	○	○	○	○	○
	実測値	○	○	○	○	○	
	塩需給実績 (年1回)	目標値	○	○	○	○	○
		実測値	○	○	○	○	○
(注) 「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。 (出所) 理財局総務課たばこ塩事業室調 (目標値の設定の根拠) 塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。							

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和7年度は、「令和6年度塩需給実績(令和7年6月30日公表)」及び「令和8年度塩需給見通し(令和8年3月31日公表)」を所定の時期に公表しました。いずれも適切な時期に公表していることから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
[主要]政11-1-2-B-1: 塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理	
(目標の内容) 塩事業法の趣旨・目的に沿って、円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、各財務(支)局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録申請・届出に対する処理を行います。	
(目標の設定の根拠) 上記の取組を通じて、塩事業の適切な運営を確保し、良質な塩の安定的な供給等を確保する必要があるためです。	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>塩事業センターの令和8年度事業計画及び収支予算については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保する観点から、塩に関する調査研究等に係る事業(調査研究、情報等の提供等)及び生活用塩供給等に係る事業(円滑かつ安定的な供給、塩の備蓄)の内容や事業実施のための費用の状況等について審査を行い、認可しました。</p> <p>塩事業法に基づく塩事業者からの登録・届出に関しては、各財務(支)局等及び各税関とも連携して、塩事業の適切な運営を確保する観点から審査を行い、登録等の処理を行いました。また、令和6年能登半島地震によって被災された塩事業者の事務負担の軽減を図るため、塩事業に係る届出等の取扱いについて弾力的な運用を行いました。このほか、食用塩の需要量分について、国内産塩の供給を確保する必要があるため、国内産塩の競争力を高</p>

	<p>め、食用塩の安定的かつ円滑な供給を持続させていくため、イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭について、石油石炭税の軽減措置が設けられています。この適用について、前年度に引き続き各事業者から申請を受け、用途証明書の交付を行う等の対応を行いました。</p> <p>このように、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。そのため、達成度は「○」としました。</p>
--	--

<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>塩製造業者等の登録について、測定指標の目標値を達成し、令和6年度塩需給実績及び令和8年度塩需給見通しについては、適切な時期に公表しました。また、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。</p> <p>このように、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

<b>今回廃止した測定指標とその理由</b>	該当なし
<b>参考指標</b>	○参考指標1「塩製造業者等登録件数」

## 政11-1-2に係る参考情報

## 参考指標1：塩製造業者等登録件数

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
登録件数	46	58	53	47	56

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

<b>評価結果の反映</b>	<p>(たばこ事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めます。</p> <p>(塩事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めます。</p>
----------------	--

<b>財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見</b>	該当なし
---	------

<b>政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報</b>	塩需給見通し、塩需給実績（財務省ウェブサイト）
---	-------------------------

<b>前年度の政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>令和6年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>(たばこ事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めました。</p> <p>(塩事業の適切な運営の確保)</p> <p>引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めました。</p>
---------------------------------	--

政策目標に係る予算額等	令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

<b>担当部局名</b>	理財局総務課たばこ塩事業室	<b>政策評価実施時期</b>	令和8年6月
--------------	---------------	-----------------	--------

